

「令和元年台風第 19 号災害義援金」募集要綱(第 1 版)

社会福祉法人神奈川県共同募金会

1 趣旨

令和元年 10 月 12 日夜半から未明にかけて上陸した令和元年台風第 19 号は、関東地方をはじめ東北地方に及ぶ広範囲の地域を直撃し、各地に甚大な被害をもたらしました。

神奈川県でも 19 市町村で災害救助法が適用される大きな被害を受けたため、神奈川県共同募金会では、県内の被災者を支援するため、「令和元年台風第 19 号災害義援金」の募集を行います。

2 義援金の名称

令和元年台風第 19 号災害義援金

3 受付期間

令和元年 10 月 25 日(金)から令和 2 年 1 月 31 日(金)まで

4 義援金受け入れ方法

(1) 口座振り込み

金融機関	口座番号	口座名義
横浜銀行 横浜駅前支店	普通 6568121	社会福祉法人 神奈川県共同募金会
※ 横浜銀行本支店間の窓口からの振込手数料は無料となります。		
※ ATMでお振り込みの場合には、所定の振込手数料が必要となります。		

金融機関	口座番号	口座名義
ゆうちょ銀行	00150-6-364146	社会福祉法人 神奈川県共同募金会
※ ゆうちょ銀行本支店および郵便局窓口からの振込手数料は無料となります。		

(2) 現金書留

〒221-0844

横浜市神奈川区沢渡 4 番地 2 神奈川県社会福祉会館 2 階
社会福祉法人神奈川県共同募金会あて

※ 現金書留封筒に「救助用郵便」と明記していただくと、郵便料金が免除されます。

(3) 神奈川県共同募金会受入窓口

神奈川県共同募金会および県内各市区町村支会(市区町村社会福祉協議会内)で受け付けます。

5 義援金の配分

神奈川県共同募金会にお寄せいただいた義援金は、神奈川県、日本赤十字社神奈川県支部等、各募集团体の義援金を集約したうえで、令和元年台風第 19 号災害義援金神奈川県配分委員会で配分内容を適正に審査し、被災市町村を通じて被災者へお届けします。

6 義援金の税制上の取り扱い

この義援金は、所得税法第 78 条第 2 項第 1 号及び法人税法第 37 条第 3 項第 1 号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」並びに地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 1 号及び同法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」として、税制優遇の対象となります。

銀行振り込みにより指定口座へご送金いただいた場合は、各金融機関等の振込受取書(受領書)が寄付金控除用の受領書(証明書)として取り扱われます。

また、義援金取扱い窓口や現金書留などで義援金を授受した場合は、本会が所定の領収書を発行します。

なお、確定申告に際しては、前記受領書・領収書等とともに本紙「令和元年台風第19号災害義援金募集要綱」を添付していただきます。

7 その他

災害義援金のみを取り扱います。救援物資の取り扱いはいたしておりません。

[お問い合わせ先]

社会福祉法人神奈川県共同募金会

〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4番地2 神奈川県社会福祉会館2階

TEL045-312-6339 Fax045-313-2529

◇本要綱は、令和元年10月25日より施行